

# つがる西北五広域連合病院事業指定代理納付者の指定

平成 27 年 3 月 30 日  
告 示 第 1 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、つがる西北五広域連合病院事業会計規程（平成 24 年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第 24 号）第 5 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

- 1 病院名  
つがる総合病院
- 2 指定代理納付者による代理納付の対象となる収入  
つがる総合病院に係るつがる西北五広域連合病院事業使用料及び手数料等条例第 2 条別表に定める使用料のうち、つがる西北五広域連合病院事業会計規程第 13 条別表第 2 に定める医業収益に係る使用料
- 3 指定代理納付者の指定を受けた者  
ユーシーカード株式会社（東京都千代田区内幸町一丁目 1 - 5）  
株式会社日専連ホールディングス（青森市長島二丁目 18 番 6 号）  
株式会社ジェイシービー東北支社（宮城県仙台市青葉区中央 2 - 9 - 27）
- 4 指定代理納付者を指定した者  
つがる西北五広域連合連合長 平山 誠敏
- 5 指定代理納付業務開始日  
平成 27 年 4 月 1 日